

○総務省告示第三百八十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日

総務大臣 新藤 義孝

表注1及び注2中「、近畿総合通信局及び九州総合通信局」を「及び近畿総合通信局」に改める。